

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会会員規程

第1条 この規程は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条第3項の規定により、本会会員に関する事項を定めるものとする。

第2条 会員は、次の各項のとおり区分する。

2 正会員は、次の各号のものとする。

- (1) 市町社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人及び公共団体が経営する社会福祉施設及びその代表
- (3) 民生委員児童委員・ボランティア等社会福祉奉仕者及びその代表
- (4) 社会福祉に関係ある団体
- (5) 社会福祉関係公務員
- (6) 学識経験者

3 準会員は、次の各号のものとする。

- (1) 前項第2号以外で社会福祉法人及び公共団体が経営する介護保険施設及び事業所
- (2) 社会福祉法人及び公共団体以外が経営する介護保険施設及び事業所

4 協力会員は、本会の役員、評議員、部会・委員会等委員及び事務局職員とする。

5 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、第2項から第4項にあげるもの以外の個人及び団体、企業とする。

第3条 会員は、次の各項に掲げる会員サービスを受ける資格を有する。

2 正会員

- (1) 本会の経営（運営）に関して参画できること（役員または評議員になること）
- (2) 本会の活動事業の共催や協働ができること
- (3) 本会の事業計画、予算及び事業実績、決算に関する報告を受けること
- (4) 本会の発行物の配布を受けること
- (5) 本会が主催する研修事業について正会員の参加費で受講できること
- (6) 本会の情報提供媒体への広告掲載ができること
- (7) 広島県社会福祉会館の貸し会場が正会員料金で利用できること

3 準会員

- (1) 本会の活動事業への協賛ができること
- (2) 本会の事業計画、予算及び事業実績、決算に関する報告を受けること
- (3) 本会の発行物の配布を受けること
- (4) 本会が主催する研修事業について準会員の参加費で受講できること
- (5) 本会の情報提供媒体への広告掲載ができること
- (6) 広島県社会福祉会館の貸し会場が準会員料金で利用できること

4 協力会員

- (1) 本会の経営（運営）に関して協力できること
- (2) 本会の事業計画、予算及び事業実績、決算に関する報告を受けること
- (3) 本会の発行物の配布を受けること
- (4) 本会の情報提供媒体への広告掲載ができること
- (5) 広島県社会福祉会館の貸し会場が準会員料金で利用できること

5 賛助会員

- (1) 本会の後援名義の使用ができること
- (2) 本会の事業計画、予算及び事業実績、決算に関する報告を受けること
- (3) 本会の発行物の配布を受けること
- (4) 本会の情報提供媒体への広告掲載ができること
- (5) 広島県社会福祉会館の貸し会場が準会員料金で利用できること

第4条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により入会の申し込みがあった場合は、会長が入会の可否を決定し、理事会及び評議員会に報告するものとする。

第5条 会員は、別に定める会費を毎年納入するものとする。

- 2 会費の徴収額は、理事会において定める。
- 3 特別の事情のある場合は、理事会の承認を経て、会費を免除することができる。

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 解散又は死亡したとき
- (3) 会費を滞納し、又は納入の意思がないとき

第7条 会員が本会の名誉を汚し、又は主旨に反する行為があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成10年5月11日から施行する。
- 2 現に会員であるものについては、第4条に規定する手続きを省くものとする。
- 3 第5条第2項の規定により定める会費の徴収額は、当該規定に基づいて新たに定められるまでの間、従前の額とする。

平成17年3月28日 一部改正 同4月1日施行

平成22年3月26日 一部改正 同4月1日施行